

環水大大発第 1803273 号  
平成 30 年 3 月 27 日

各 都道府県 }  
政令市 } 大気環境担当部 (局) 長 殿

環境省水・大気環境局

大気環境課長

微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) と野焼き行為との関連について (通知)

大気環境行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。微小粒子状物質 (以下「PM<sub>2.5</sub>」という。) の常時監視については、平成 28 年 9 月 26 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について (平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号)」に基づき、実施することとしています。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) においては、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却等の一定の例外を除いて、野外での廃棄物の焼却 (野焼き) を禁止しています。

今般、環境省では、野焼きの実施状況に関するアンケートを実施し、PM<sub>2.5</sub> と野焼き行為との関連性や野焼きを減らすための有効な取り組み等について、アンケート調査結果を別添 1 のとおり取りまとめましたので、参照の上、以下の点などについて留意下さい。

- 1) 煙を伴う稲わら焼きなどの野焼き行為によって、PM<sub>2.5</sub> 質量濃度の上昇に、直接的に影響を与える場合があることを、関係行政部局や一般に周知下さい。なお、別添 2 に示す気象条件時は高濃度になりやすいので注意願います。
- 2) PM<sub>2.5</sub> 質量濃度の測定に際して、野焼き等で発生した煙の影響による上昇と判断された場合の測定値の取扱いについては、一律に「野焼きのため欠測」と処理することなく、貴自治体において、統一的な視野に立った判定基準 (例えば、複数局で観測されるような広範囲の野焼きの場合は欠測としない等) を設けた上で、測定値を処理して下さい。
- 3) 別添 1 の P13 「(2) 野焼きの防止に係る対策、取組等」に示されるように、稲わら等の有効利用の促進に関する様々な取組は、継続して野焼き行為を減らしていける取組であると考えられます。貴自治体において、参考にして下さい。

問合せ先：環境省水・大気環境局大気環境課  
担当 船越、井形  
TEL：03-5521-9021  
E-mail：CHOSA\_TAIKI@env. go. jp